

2016年2月24日

## 会員会社に対する処分について

日 本 S M O 協 会  
会 長 塚 原 英 樹

日本 SMO 協会は、会員会社である株式会社イーピーメントの CRC による不適切行為の事案について、今般、当協会の会則、第 8 条の 2 項に定める「会員としてふさわしくない行為があった場合、また特別な事情がある場合には、理事会の決議を得て、嚴重注意、役職停止、役職解任、資格停止、除名をすることができる」に該当すると判断し、株式会社イーピーメントに対して、嚴重注意処分とすることを決定いたしました。